

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

- 銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁五八）
- 円借款の支出期間の延長に関する日本政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一五一、一五二）
- モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五三、一五四）
- 出納官吏事務規程の一部を改正する省令（財務四八）
- 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁五七）
- 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示（厚生労働一四八）
- 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示（同一四九）
- 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示（同一五〇）

三

二

二

- 電気用品安全法第三十三条第一項の登録の更新をした件（経済産業七五）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（同七六）
- 令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する件
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇八）
- 道路に関する件（中部地方整備局六五）
- 道路に関する件（沖縄総合事務局一八）
- 個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（財務一二二）
- 日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二）

三

二

二

- 地すべり防止区域を追加指定する件（農林水産六七三）
- 電気用品安全法第三十三条第一項の登録の更新をした件（経済産業七五）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（同七六）
- 令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する件
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇八）
- 道路に関する件（中部地方整備局六五）
- 道路に関する件（沖縄総合事務局一八）
- 個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（財務一二二）
- 日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二）

九 八 八 八 七 七 六 五

官	建設業の許可の取消処分関係	諸事項
裁判所	公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明	関係
特殊法人等	共済組合定款の一部変更・改正（農林水産省・林野庁）関係	会社その他
官	建設業の許可の取消処分関係	諸事項
裁判所	公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明	関係
特殊法人等	共済組合定款の一部変更・改正（農林水産省・林野庁）関係	会社その他
官	建設業の許可の取消処分関係	諸事項
裁判所	公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明	関係
特殊法人等	共済組合定款の一部変更・改正（農林水産省・林野庁）関係	会社その他

省

今

○財務省令第四十八号
予算決算及び会計令（昭和二十一年勅令第百六十五号）第三十一条第一項ただし書、第百十四条及び第一百四十三条の規定に基づき、出納官吏事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

卷之三十一

財務大臣 加藤 勝信

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のよう改定する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	第十三条の二 収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。以下同じ。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。	第十三条の二 収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。以下同じ。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。
改 正 前	<p>〔略〕</p> <p>〔②〕 前項の場合において、収入官吏は、外国にいる納入者から収入金を収納するため必要があるときは、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座への振込みの方法による現金の納付を受けることで、これを収納することができる。</p> <p>〔③〕 第十四条から第十六条までの規定は、第一項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「外国において」とあるのは「[外国にいる]」と読み替えるものとする。</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔②〕 「同上」</p> <p>〔③〕 「条を加える。」</p>

第十六条の三 収入官吏は、前条第一項の権限

「条を加える。

込みの方法による現金の納付を受けようとする場合においては、当該振込みの事実を確認する書類（納付金額・納付年月日・振込先口座及び振込人の氏名（これに相当するものを含む。）が記載された書類をいう。

次項において「確認書類」という。)を納入
者から速やかに提出させるものとする。

〔②〕 収入官吏は、確認書類により振込みの内容を確認し、適正であると認めたとき

は、その都度報告書を歳入徵收官又は分任

第十八条 収入官吏は、外国において現金を
歳入徵收官に送付しなければならない。

領収したとき（第十六条の二第一項の規定）

金又は貯金の口座への振込みの方法による

現金の納付を受けたときを含む)は、毎二月分を取りまとめ、現金払込書を添え、日

本銀行本店に払い込まなければならぬ。

〔②〕前項の現金払込書には、邦貨額を記載し、外国貨幣を収納した場合は、収納レ

た外国貨幣額を附記しなければならない。

卷之三

備考 表中の「」の記載は注記である

この省令は、令和七年五月一日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第五十七号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔②〕 前項の場合において、収入官吏は領収証書を納入者に交付することを要しない。
〔③〕 第十四条から第十六条までの規定は、第一項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「外国において」とあるのは「外国にいる」と読み替えるものとする。

令和七年四月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		第五条		第五条	
		「同上」		「同上」	
改	正	改	正	改	正
八十三、九十一（略）	一、七十（略）	厚生労働省告示第百四十八号	備考 表中の「」の記載は注記である。	銀行代理業者	権限
八十二、ボリカルボファイルカルシウム	七十一、フルルビブロフエン	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸工ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトナベートクリームS及びベトナベートN軟膏ASを除く。）とする。	株式会社三井住友 銀行	〔略〕	〔略〕
八十三、八十九（略）	七十二、八十一（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。 令和七年四月三十日	厚生労働大臣 （福岡 資磨）	〔同上〕	〔同上〕
八十一、八十九（新設）	七十一、八十一（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十五号に掲げるベタメタゾン吉草酸工ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトナベートクリームS及びベトナベートN軟膏ASを除く。）とする。	株式会社三井住友 銀行	〔同上〕	〔同上〕

改 正 後			改 正 前		
租税特別措置法施行令第二十六条の二第七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日の一 般用医薬品等の一部改正			租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日		
租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日 は、令和七年十二月三十一日とする。 (租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日 は、令和七年十二月三十一日とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日 は、令和七年十二月三十一日とする。 (租税特別措置法施行令第二十六条の二第七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日 は、令和七年十二月三十一日とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日
十七の三第五項の規定に基づき厚生労 働大臣が定める一般用医薬品等	十七の三第五項の規定に基づき厚生労 働大臣が定める一般用医薬品等	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の二第五項の規定に基づき厚生労 働大臣が定める一般用医薬品等	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の二第五項の規定に基づき厚生労 働大臣が定める一般用医薬品等	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の二第五項の規定に基づき厚生労 働大臣が定める一般用医薬品等	租税特別措置法施行令第二十六条の二 十七の二第五項の規定に基づき厚生労 働大臣が定める一般用医薬品等
租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 第四十三号)第二十六条の二十七の三第五項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ベートクリームS及びベトネベートN軟膏A Sを除く。)とする。	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 第四十三号)第二十六条の二十七の三第五項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ベートクリームS及びベトネベートN軟膏A Sを除く。)とする。	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 第四十三号)第二十六条の二十七の二第五項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ベートクリームS及びベトネベートN軟膏A Sを除く。)とする。	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 第四十三号)第二十六条の二第七の二第五項 の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及び それらの塩類を有効成分として含有する製剤 (第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸工 ステル、その水和物及びそれらの塩類を有効 成分として含有する製剤については、ベトネ ベートクリームS及びベトネベートN軟膏A Sを除く。)とする。	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 第四十三号)第二十六条の二 十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 第四十三号)第二十六条の二 十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日

この告示は、令和七年十二月一日から適用する。
附則

その他 告示

○経済産業省告示第七十五号
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月三十日付けで次のとおりに同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。
令和七年四月三十日

登録の区分	国内登録検査機関
一 交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四条号）第十九条第二号から第十八号までに掲げるものを除く。）	株式会社UL Japan 三重県伊勢市朝熊町4383番326

（参考）株式会社UL Japanの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

株式会社UL Japan（三重県伊勢市朝熊町4383番326）

株式会社UL Japan 横輪EMC試験所（三重県伊勢市横輪町108番）

株式会社UL Japan 東京本社（東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館6階）

○経済産業省告示第七十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年四月三十日

表の指定の期間の欄中「令和七年四月三十日」を「令和七年七月三十一日」に改める。

○国土交通省告示第三百四十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第四十八条の四第三項の規定に基づき、令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正前

改正後

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県

崎県

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県

崎県

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

高知県、福岡県、静岡県、境港管理組合、上天草市及び宮崎県

崎県

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

高知県、福岡県、静岡県、境港管理組合、上天草市及び宮崎県

崎県

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

高知県、福岡県、静岡県、境港管理組合、上天草市及び宮崎県

崎県

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

○防衛省告示第百八号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年四月三十日
防衛大臣 中谷 元

日時 令和七年五月九日から同月十一日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇までの間
区域 若狭湾北方の次の（ア）から（エ）までの四地点を順次結んだ線並びに（ア）及び（エ）の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

（ア） 北緯三七度〇〇分一秒 東経一三四度五九分五〇秒
（イ） 北緯三七度〇〇分一秒 東経一三四度五九分五〇秒

（ウ） 北緯三七度〇二分一秒 東経一三五度三九分四九秒
（エ） 北緯三六度四〇分一秒 東経一三六度四〇分一秒

実施艦 その他
自衛艦九隻 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

（ア） 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

（イ） 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

（ウ） 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

（エ） 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三十日
中部地方整備局長 佐藤 寿延

（ア） 道路の種類 一般国道

（イ） 路線名 四百十四号

（ア） 道路の区域

（イ） 区

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

中部地方整備局長 佐藤 寿延

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ） 敷地の幅員

（ア） 延長

（ア） 間

（イ） 後別

（ア） 変更前

（イ）

法務省

検事
同 橋本 映司

同 武田 純一
矢野 諭

令和七年司法試験委員に併任する
併任の期間は令和八年三月二十一日までとする
令和七年司法試験予備試験委員に併任する
併任の期間は令和八年一月二十八日までとする
(各通)

令和七年司法試験予備試験委員に併任する
併任の期間は令和八年一月二十八日までとする
(各通)

令和七年司法試験予備試験委員に併任する
併任の期間は令和八年一月二十八日までとする
(各通)

令和七年司法試験予備試験委員の併任を解除する
令和七年司法試験予備試験委員の併任を解除する
(各通)

令和七年司法試験予備試験委員の併任を解除する
(以上四月二十八日)

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、オランダ国王陛下の御誕生日につき、四月二十五日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、トーゴの独立記念日につき、四月二十五日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、南アフリカ共和国の国祭日につき、四月二十五日同國大統領閣下へ御祝電を発せられ

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月30日

九州地方整備局長 森田 康夫
道路の種類 路線名 区間
一般国道 10号 大分市大字神崎字下り松
308番1から同市生石港町
二丁目29番1までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月30日

九州地方整備局長 森田 康夫

道路の種類 路線名 区間
一般国道 210号 大分市大字横瀬字深田二二
四一番三から同市大字横瀬
字高木四七九番一までの上
下線

国家試験

令和7年度全国通訳案内士試験公示

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第8条の規定による令和7年度全国通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第2条の規定に基づき、公示する。

令和7年4月30日

観光庁長官 稲川 直也

1 試験科目

(1) 筆記試験

(ア) 外国語（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語）（全言語マークシート方式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一方国語（ただし、今年度一つの外国語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合又は二つの外国語科目が免除となる場合は二方国語の申請を可能とする。）

(イ) 日本地理（マークシート方式）

(ウ) 日本歴史（マークシート方式）

(エ) 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

(オ) 通訳案内の実務（マークシート方式）

(2) 口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力）

2 受験資格、試験期日、試験場所及び合格者の発表

(1) 筆記試験

受験資格 年齢、性別、学歴、国籍その他の制限はない。

試験期日 令和7年8月17日（日）

(ア) 外国語：午前11時から午後0時30分までの90分間

(イ) 日本地理：午後1時40分から午後2時10分までの30分間

(ウ) 日本歴史：午後2時40分から午後3時10分までの30分間

(エ) 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後3時40分から午後4時までの20分間

(オ) 通訳案内の実務：午後4時30分から午後4時50分までの20分間

試験場所 札幌市、仙台市、東京近郊、名古屋市、大阪近郊、広島市、福岡市及び沖縄県

試験場所は、受験票交付（ウェブ上に設定する個人ページ（以下「マイページ」という。）にて交付）の際に受験者に通知する。

合格者の発表 令和7年9月26日（金）（予定）に、マイページで合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者にはマイページで当該科目を通知する。

(2) 口述試験

受験資格 筆記試験に合格した者

試験期日 令和7年12月14日（日）

試験場所 英語、中国語及び韓国語については、東京近郊、大阪近郊及び福岡市（英語、中国語又は韓国語の受験者で筆記試験を東京近郊、大阪近郊又は福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の地域で口述試験を受験しなければならない。）

英語、中国語及び韓国語以外の外国語については、東京近郊

試験場所及び試験時間は、筆記試験の合格通知の後、合格者にマイページで通知する。

合格者の発表 令和8年2月6日（金）（予定）に、合格者の氏名を官報で公示する。また、マイページで合否を通知する。

合格者には全国通訳案内士試験合格証書を、不合格者のうち筆記試験に合格した者には筆記試験合格証書を、それぞれマイページで交付する。

3 受験手続

(1) 受験願書受付期間及び受付方法

令和7年6月2日（月）から同年7月10日（木）まで（予定）とし、電子申請にて受け付ける。ただし、試験の一部免除申請書類のうち、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）が発行する開封無効の成績証明（4(19)及び(20)関係）のみ、別途郵送にて提出することとする。

(2) 受験手数料

受験手数料14,850円（二方国語受験の場合は29,700円）をクレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みにより全国通訳案内士試験事務局を通じて独立行政法人国際観光振興機構に納付する。なお、受験手数料は、受理した後は返還しない。

(3) 大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（4(19)及び(20)に係る免除申請書類）の郵送先・問合せ先

〒277-0831 千葉県柏市根戸206-3 北柏ビル2F 全国通訳案内士試験事務局
(電話番号) 04-7131-6200
(受付時間：午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。))

4 試験の一部免除

(1) 令和6年度全国通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験科目を受験して合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、令和7年度全国通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

(2) 一の外国語による全国通訳案内士試験に合格した者が、他の外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち(イ)日本地理、(ウ)日本歴史、(エ)産業、経済、政治及び文化に関する一般常識及び(オ)通訳案内の実務を願いにより免除する。ただし、平成29年度以前に合格した者が、(オ)通訳案内の実務の免除を受けるためには、当該科目に関して観光庁長官が行う研修を修了することを要する。

(3) 前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当年度試験に限り、当該科目を願いにより免除する。

- (4) 一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち(ア)外国語を願いにより免除する。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第2項に規定する総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般旅行業務取扱主任者認定証保有者及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者を含む。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の(イ)日本地理を願いにより免除する。
- (6) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。
- (7) Educational Testing Serviceが制作するTOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について900点以上、TOEIC Speaking Test（公開テストに限る。）について160点以上又はTOEIC Writing Test（公開テストに限る。）について170点以上を得た者（当該得点を得たテストの行われた日の属する年度又は当該年度の翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。
- (8) 公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。
- (9) 公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。
- (10) Instituto Cervantesが制作するDELEのC1若しくはC2又はSuperiorに合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。
- (11) 公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。
- (12) 一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。
- (13) 教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について6級180点以上又は高等試験について9級以上の資格を有する者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。
- (14) 国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測驗（TOCFL）のLevel 6精通級（C2）に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。
- (15) 特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（イタリア語に限る。）を願いにより免除する。
- (16) 特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の1級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。
- (17) 大韓民国国立国際教育院が制作する韓国語能力試験の6級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。
- (18) 歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史1級又は日本史2級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ウ)日本歴史を願いにより免除する。
- (19) 独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験の日本史B又は旧日本史Bについて60点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して5年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の(ウ)日本歴史を願いにより免除する。
- (20) 独立行政法人大学入試センター法第13条第1項第1号の試験の現代社会又は旧现代社会について80点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して5年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の(エ)産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。
- (21) (1)から(20)までの免除を受けようとする者は、電子申請時にその旨を申請しなければならない。その際、(2)又は(5)から(18)までの免除を受けようとする者は、当該免除の対象者であることを証する書面をPDFにしてマイページにアップロードしなければならない。
- 大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（4(19)及び(20)に係る免除申請書類）については、別途郵送すること。
-
- 扶養親類扶養手帳**
扶養の範囲に該当する扶養親類の扶養手帳を提出する。
扶養手帳提出料
- 扶養手帳登録代理**
扶養手帳登録代理
- 住所 福岡市早良区
李敏睿 昭和54年2月17日生
池欣桐 平成18年7月2日生
池俊樂 平成21年5月20日生
住所 京都市北区
池星瑩 平成16年12月12日生
住所 横浜市西区
鄭哲序 昭和61年10月9日生
鄭悠加 平成30年5月8日生
住所 大阪市東住吉区
ビネル・メフメット・トングチュ 昭和45年5月31日生
住所 東京都葛飾区
羅儀蓮 平成3年3月8日生
住所 大阪市住之江区
葉佳欣 昭和63年12月1日生
吳欣璇 平成3年8月8日生
住所 東京都足立区
呂寧偉 昭和62年11月17日生
徐夢姿 昭和63年6月5日生
住所 東京都江東区
段曉艷 昭和56年11月2日生
于耀翔 平成23年3月21日生
于浩翔 平成31年4月16日生
住所 東京都渋谷区
シャシ・クマル・ダラニ 昭和57年2月20日生
住所 京都市下京区
許真 平成16年4月9日生
住所 東京都江戸川区
チャスティン・メイ・ブエブラ・ハラロン 平成11年3月13日生
住所 大阪市生野区
徐法子 昭和50年6月14日生
住所 神戸市東灘区
单国宏 昭和52年10月30日生
满恩和 平成21年10月7日生
满牧仁 平成24年9月26日生
住所 兵庫県姫路市
グエン・ティ・ゴック・トラン 平成17年11月23日生

住所 愛知県弥富市
吳美善 昭和54年9月13日生
千秉学 平成30年4月7日生
住所 名古屋市熱田区
呂世功 昭和59年4月7日生
呂重樺 平成30年6月9日生
住所 名古屋市名東区
郭幸子 平成3年10月27日生
住所 福岡市東区
カルナ・バハドゥル・ロカ 平成5年9月24日生
住所 東京都練馬区
プラタバ・サヤッカラゲ・ガヤニ・チャトリカ 平成元年11月29日生
サデウ・アーケーシ・ペレラ 令和元年11月12日生
住所 東京都中野区
程沛然 平成元年4月27日生
住所 東京都江東区
王雲鶴 平成7年8月13日生
住所 東京都世田谷区
レツ・イー・ウー 昭和61年10月15日生
住所 東京都品川区
バサン・ヤンジ・セラバ 平成7年10月4日生
住所 東京都中野区
ス・ヤミン・トゥン 平成9年5月6日生
住所 東京都大田区
朴銀善 昭和55年1月7日生
住所 東京都荒川区
ティーリー・コ・コ・ミヤツ 平成6年4月1日生
住所 東京都台東区
梁弘海 昭和34年11月23日生
高君子 昭和38年12月8日生
住所 東京都台東区
朴由衣 平成13年6月15日生
住所 岐阜県瑞穂市
メリー・ローズ・デリマ・サド 平成13年7月2日生
住所 北九州市戸畠区
フォス・アナ 平成10年2月7日生

住所 福岡県糟屋郡志免町
タム・ラル・ラマ 平成4年5月26日生
住所 静岡市駿河区
ミン・シ・トウ・チヨー 平成2年2月6日生
住所 東京都港区
チャオイ・ジャン 平成4年11月3日生
住所 東京都練馬区
カツミ・デル・ロシオ・エンシソ・カヨ 平成5年12月14日生
住所 東京都世田谷区
何佳鈴 平成20年5月19日生
住所 東京都練馬区
褚天舒 平成9年6月26日生
住所 埼玉県草加市
ウツタム・バスネット 平成6年6月18日生
住所 東京都江東区
ロタ・ピンゴル・ソノハラ 昭和55年1月26日生
住所 東京都渋谷区
陸曉輝 昭和52年12月13日生
朱瑩 昭和52年11月19日生
陸勁之 平成25年1月16日生
住所 東京都日野市
スジト・マンダル 昭和62年4月29日生
住所 千葉県松戸市
張成 昭和63年12月12日生
住所 川崎市中原区
安才潤 平成8年7月13日生
住所 東京都渋谷区
金尤美 昭和29年10月23日生
住所 東京都世田谷区
金惠美 昭和31年10月22日生
住所 東京都港区
崔里沙 平成9年1月21日生
住所 埼玉県草加市
ビマラ・クマリ・サウド 平成3年5月25日生
住所 福岡市西区
王鑫琳 平成16年11月25日生

公 告

概 論

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年4月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社住建トレーディング 工藤 源聖 秋田県秋田市橋山川口境7番19号 國土交通大臣許可（特一04）第27031号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年4月3日付けて建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月30日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年4月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 東日本エンジニアリング株式会社 荒木 友宏 山形県山形市流通センター2-10-5 國土交通大臣許可（般・特一04）第20060号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月17日付けて建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第70283号

兵庫県芦屋市岩園町12番3号

申立人 吉山 仁美

本籍兵庫県芦屋市岩園町12番、最後の住所兵庫県芦屋市岩園町12番3号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成20年11月21日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和37年4月2日、職業不詳

被相続人 亡 吉山 奇興

事務所神戸市中央区中町通2丁目1番18号

JR神戸駅N Kビル7階 神戸セジョン外国法共同事業法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白 承豪

催告期間満了日 令和7年11月20日

神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年（家）第70058号

兵庫県西宮市津門西口町2番13号

申立人 吉岡 大地

本籍兵庫県西宮市津門大塚町78番地、最後の住所兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目7番26号 布谷整形外科病院内、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和23年11月6日、職業無職

被相続人 亡 坂東 恒明

事務所兵庫県西宮市和上町5番7号ホワイエ西宮ビル亀若法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀若 浩幸

催告期間満了日 令和7年11月20日

神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年（家）第36号

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

申立人 松山市長 野志 克仁

本籍愛媛県松山市東方町甲1550番地、最後の住所愛媛県松山市東方町甲1550番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日推定令和5年7月、出生の場所愛媛県温泉郡原村、出生年月日昭和27年1月18日、職業不明

被相続人 亡 大本 正義

事務所愛媛県松山市道後緑台4番2号

相続財産清算人 司法書士 西森 淳一

催告期間満了日 令和7年11月10日

松山家庭裁判所

令和7年(家)第3005号
 福岡県八女市井延50番地5
 申立人 北島 茂
 本籍福岡県八女市黒木町北木屋1666番地、最後の住所福岡県八女市立花町谷川692番地6、死亡の場所福岡県筑後市、死亡年月日令和6年5月21日、出生の場所福岡県八女郡黒木町、出生年月日昭和29年6月3日、職業不明
 被相続人 亡 宮川 和幸
 事務所福岡県久留米市原古賀町30-1 IKEDAビル5階A号室きたむら法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 北村 哲
 催告期間満了日 令和7年11月14日
 福岡家庭裁判所八女支部

令和7年(家)第4007号
 宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号
 申立人 株式会社宮崎太陽銀行
 本籍宮崎県宮崎市生日台東1丁目34番地8、最後の住所宮崎県宮崎市大字島之内9213番地149、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年7月10日、出生の場所福岡県福岡市西区、出生年月日昭和48年2月24日、職業会社役員
 被相続人 亡 川崎 賢一
 宮崎県宮崎市広島1丁目14番14号リージングマンションV501号
 相続財産清算人 弁護士 大山 和伸
 催告期間満了日 令和7年12月19日
 宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第30039号
 静岡市葵区八千代町24番地の9やちよビル3階
 申立人 一般社団法人タスカル
 本籍静岡県焼津市吉永859番地、最後の住所静岡市葵区東草深町4番17-103号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和4年2月11日、職業不明
 被相続人 亡 伊藤 澄江
 静岡市葵区伝馬町9-11 原科ビル2A号室浅野・若狭法律事務所
 相続財産清算人 浅野 智裕
 催告期間満了日 令和7年11月25日
 静岡家庭裁判所

令和7年(家)第1042号
 和歌山県有田市箕島33番地の1 紀州有田商工会議所ビル206号室
 申立人 河原 貴博
 本籍和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1447番地46、最後の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1447番地46、死亡の場所大阪府泉南郡岬町、死亡年月日令和7年1月23日、出生の場所和歌山県有田郡湯浅町、出生年月日昭和30年1月27日、職業無職
 被相続人 亡 谷口 眞啓
 事務所和歌山市六番丁43番地 ハビネス六番丁ビル5階 パークアベニュー法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 和田 篤
 催告期間満了日 令和7年12月4日
 和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第1045号
 和歌山市六番丁43番地ハビネス六番丁ビル5階
 申立人 内川真由美
 本籍和歌山県和歌山市広瀬通丁3丁目8番地、最後の住所和歌山市毛見733番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和5年11月7日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和21年3月19日、職業無職
 被相続人 亡 廣 喜美子
 事務所和歌山市六番丁43番地ハビネス六番丁ビル5階パークアベニュー法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 内川真由美
 催告期間満了日 令和7年12月4日
 和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第1053号
 和歌山県岩出市中黒593番地の7
 申立人 岩井 德男
 本籍和歌山県和歌山市和歌浦中3丁目1088番地、最後の住所和歌山市和歌浦中2丁目10番30号、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和6年7月26日頃、出生の場所和歌山県海草郡和歌浦町、出生年月日昭和7年1月17日、職業無職
 被相続人 亡 玉出千鶴子
 事務所和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル9階 松原・沖本法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 沖本 易子
 催告期間満了日 令和7年12月4日
 和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第80009号
 佐賀市栄町1番1号
 申立人 佐賀市
 本籍佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1680番地、最後の住所佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1080番地4、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和4年7月18日、出生の場所佐賀県佐賀郡川副町、出生年月日昭和25年4月19日、職業不明
 被相続人 亡 泉 正行
 事務所佐賀市兵庫町大字瓦町1777番地3
 相続財産清算人 司法書士 久米 雄大
 催告期間満了日 令和7年11月4日
 佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第80075号
 埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目19番7-109号
 申立人 前田新太郎
 本籍熊本県熊本市東区八反田3丁目3138番地49、最後の住所埼玉県志木市柏町1丁目6番74号有料老人ホーム志木ナーシングホーム、死亡の場所埼玉県志木市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所関東大連市、出生年月日昭和11年6月11日、職業無職
 被相続人 亡 福田 正光
 事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 木村 綾菜
 催告期間満了日 令和7年11月12日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第70170号
 山形県南陽市俎柳894
 申立人 高橋 岩雄
 本籍東京都北区王子3丁目23番、最後の住所東京都北区岩淵町26番6-701号セボンエレージュ、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年10月4日、出生の場所山形県東置賜郡宮内町、出生年月日昭和41年8月26日、職業派遣社員
 被相続人 亡 村田まゆみ
 事務所東京都港区西新橋1丁目20番3号虎ノ門法曹ビル204号 東京フィールド法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 長田 敦
 催告期間満了日 令和7年12月1日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第3044号
 神奈川県厚木市愛甲4丁目5番4号 ハイブリッヂII101
 申立人 小松崎恵美子
 本籍神奈川県秦野市羽根559番地1、最後の住所神奈川県厚木市愛甲4丁目5番4号 ハイブリッヂII101、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和6年8月15日、出生の場所神奈川県秦野市、出生年月日昭和43年5月26日、職業会社員
 被相続人 亡 小松崎竜二
 事務所神奈川県厚木市中町4丁目5番14号国際厚木ビル5階 みさき法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 香崎 弘文
 催告期間満了日 令和7年11月26日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第44号
 名古屋市中村区椿町7番9号
 申立人 愛知県信用保証協会
 本籍岐阜県羽島郡岐南町平島5丁目91番地12、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町平島5丁目91番地の12、死亡の場所愛知県名古屋市昭和区、死亡年月日令和6年2月1日、出生の場所愛知県江南市、出生年月日昭和37年6月25日、職業不明
 被相続人 亡 前田 勝宗
 事務所岐阜市長住町5-4-3 ラ・アリスビル3C号室 後藤総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 後藤 晶
 催告期間満了日 令和7年11月10日
 岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第20043号
 静岡県磐田市中泉1丁目11番5磐田リベルラ法律事務所
 申立人 妹尾 圭持
 本籍静岡県袋井市土橋336番地9、最後の住所静岡県袋井市萱間933番地の1袋井ケアセンター、死亡の場所静岡県袋井市、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所静岡県磐田郡袋井町、出生年月日昭和16年11月26日、職業無職
 被相続人 亡 草野 幹子
 静岡県磐田市中泉1丁目11番5磐田リベルラ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 妹尾 圭持
 催告期間満了日 令和7年11月28日
 静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第2005号
 東京都千代田区大手町1丁目9番4号
 申立人 株式会社日本政策金融公庫
 本籍福岡県久留米市小頭町10番地6、最後の住所福岡県久留米市西町1472番地3天神アコールマンション703号、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和6年3月8日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和27年11月10日、職業輸入品販売会社代表者被相続人 亡 西村 博光
 福岡県久留米市櫛原町10番地2たかむれ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 木下宗一郎
 催告期間満了日 令和7年11月28日
 福岡家庭裁判所久留米支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をするとともに有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第4号

岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36
 申立人 株式会社日興セラミックス・コンポジット
 代表者取締役 増田 博哉
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月1日
 令和7年4月11日 名古屋簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 BA66581
 金額 140,800円
 支払期日 令和7年3月7日
 支払地 名古屋市
 支払場所 株式会社中京銀行大津橋支店
 振出日 令和6年11月5日
 振出地 名古屋市
 振出人 伊勢久株式会社 代表取締役 高木 裕明
 受取人 有限会社羽柴化学工業所
 第一裏書人 有限会社羽柴化学工業所 代表取締役 羽柴 啓司
 第二裏書人 永大化学株式会社 代表取締役 佐野 友保
 最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和6年(家)第1946号

北海道札幌市西区琴似1条6丁目4-16グラウンウェルネス琴似駅前206
 申立人 木村 邦雄
 本籍北海道札幌市東区北丘珠3条1丁目664番地847、最後の住所北海道札幌市東区北丘珠3条1丁目20番6号
 不在者 貝森 正男
 昭和32年2月8日生
 届出期間満了日 令和7年8月8日
 札幌家庭裁判所

令和6年(家)第618号

茨城県日立市旭町3丁目10番5号
 申立人 室井 純子
 本籍茨城県日立市旭町2丁目4番、最後の住所東京都新宿区上落合3丁目31番1号上落合3丁目ビル301
 不在者 室井 千穂
 昭和50年12月12日生
 届出期間満了日 令和7年8月18日
 水戸家庭裁判所日立支部

令和6年(家)第1821号

島根県松江市雜賀町1707番地
 申立人 野々内健一
 本籍島根県松江市雜賀町1707番地、最後の住所島根県松江市雜賀町1707番地
 不在者 野々内紀美子
 昭和18年11月9日生
 届出期間満了日 令和7年8月31日
 松江家庭裁判所

令和6年(家)第19号

長崎県平戸市岩の上町385番地1
 申立人 山野真紀子
 本籍長崎県平戸市明の川内町424番地1、最後の住所愛知県以下不詳
 不在者 千北 増男
 昭和43年10月19日生
 届出期間満了日 令和7年8月4日
 長崎家庭裁判所平戸支部

令和5年(家)第1421号

北海道白糠郡白糠町東2条北5丁目1-9
 申立人 堀内 龍太
 本籍北海道白糠郡白糠町東2条北5丁目2番地5、最後の住所釧路市星が浦大通5丁目4番18号カトトアハイツ101
 不在者 平館かおる
 昭和32年11月13日生
 届出期間満了日 令和7年8月11日
 釧路家庭裁判所

令和6年(家)第393号

群馬県前橋市青柳町320番地22
 申立人 清水 沙織
 本籍群馬県前橋市富士見町時沢2111番地1、最後の住所群馬県前橋市富士見町時沢2111番地1
 不在者 石黒 功
 昭和28年1月28日生
 届出期間満了日 令和7年8月8日
 前橋家庭裁判所

令和6年(家)第72号

群馬県伊勢崎市西久保町2丁目146番地2
 申立人 茂木 有二
 本籍群馬県桐生市新里町野403番地、最後の住所群馬県桐生市新里町野403番地11
 不在者 茂木 学
 昭和38年2月13日生
 届出期間満了日 令和7年8月15日
 前橋家庭裁判所桐生支部

令和6年(家)第612号

千葉県佐倉市王子台1丁目28番8号 ちば銀白井ビル5階 守田法律事務所
 申立人 守田 和正
 本籍千葉県香取市大根618番地3、最後の住所千葉県船橋市海神1丁目25番11号 シュプリームミヨカワ102号
 不在者 並木 卓
 昭和57年2月16日生
 届出期間満了日 令和7年8月31日
 千葉家庭裁判所市川出張所

令和6年(家)第3838号

京都市山科区勧修寺西北出町63-4
 申立人 池上 譲二
 国籍アメリカ合衆国、最後の住所不明
 不在者 パナード・ギルバード・テラー
 生年月日不明
 届出期間満了日 令和7年8月13日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第5782号

石川県白山市明島町西109番地10 汐井アパート202号室
 申立人 石井 道子
 本籍東京都中野区大和町1丁目29番、最後の住所東京都中野区大和町1丁目29番5号チャート高円寺202
 不在者 石井 治子
 昭和25年4月10日生
 届出期間満了日 令和7年8月10日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第6024号

沖縄県沖縄市東2丁目5-37
 申立人 平良 喜子
 本籍沖縄県沖縄市室川2丁目16番、最後の住所東京都渋谷区恵比寿南1丁目4番15号
 不在者 大城 正雄
 昭和24年11月7日生
 届出期間満了日 令和7年8月10日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第9264号

神奈川県横浜市青葉区奈良町2423番地54
 申立人 小林 一隆
 本籍東京都新宿区白金6丁目341番地、最後の住所東京都世田谷区代沢5丁目8番14号
 不在者 宿谷 千枝
 明治44年1月7日生
 届出期間満了日 令和7年8月10日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第762号

神奈川県秦野市西田原1314番地の8
 申立人 橋口 芳子
 本籍静岡県熱海市和田町1424番地、最後の住所神奈川県秦野市西田原1314番地の8
 不在者 橋口 純一
 昭和49年3月1日生
 届出期間満了日 令和7年9月8日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年(家)第291号
 長野市大字西長野4番地1 ローヤルシティ
 長野信大前702
 申立人 佐藤 瑞美
 国籍韓国、最後の住所長野市大字北長池1364番地3
 不在者 金 千秋
 西暦1961年5月11日生
 届出期間満了日 令和7年8月8日
 長野家庭裁判所

令和7年(家)第274号
 兵庫県たつの市御津町釜屋296
 申立人 永井 勝也
 本籍大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目5番、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目5番7号
 不在者 上田 耕作
 昭和7年4月2日生
 届出期間満了日 令和7年8月12日
 大阪家庭裁判所

令和6年(家)第1131号
 宮崎県延岡市長浜町2丁目2019番地5
 申立人 濱田 明子
 本籍宮崎県延岡市山月町3丁目4815番地、最後の住所宮崎県延岡市山月町3丁目4815番地2
 不在者 新名 種歲
 昭和13年1月1日生
 届出期間満了日 令和7年8月26日
 宮崎家庭裁判所延岡支部

令和6年(家)第567号
 鹿児島県姶良市脇元445番地
 申立人 赤松 則文
 本籍鹿児島県鹿児島市薬師2丁目7番地2、最後の住所鹿児島市清水町141番地
 不在者 赤松 裕子
 昭和18年11月15日生
 届出期間満了日 令和7年8月12日
 鹿児島家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第86号
 本籍秋田県秋田市牛島町57番地、最後の住所不詳
 不在者 藤原銀一郎
 昭和2年5月24日生
 令和7年4月5日失踪宣告審判確定
 秋田家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7612号
 本籍東京都大田区北千束3丁目395番地、最後の住所東京都大田区北千束3丁目29番9号
 不在者 関 克美
 昭和27年6月18日生
 令和7年4月5日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第305号
 本籍長崎県南松浦郡新上五島町有福郷274番地、最後の住所長崎県五島市下崎山町699番地
 不在者 持木久米雄
 昭和50年7月30日生
 令和7年4月8日失踪宣告審判確定
 長崎家庭裁判所五島支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第8164号
 本籍栃木県那須塩原市上大貫242番地、住所東京都台東区清川2丁目15-6 ホテルよねや 102号室
 申立人(失踪者) 白井三知男
 昭和30年12月20日生
 令和7年4月8日失踪宣告取消審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第533号
 愛知県半田市古浜町10番地
 債務者 有限会社細江工業所
 代表者取締役 細江 元気
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 竹内 裕美
 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第701号
 愛知県大府市半月町1丁目110番地
 債務者 丸岩産業株式会社
 代表者代表取締役 岩切 博隆
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上野 千晴
 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時20分
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第579号
 東京都府中市分梅町1丁目10番地の13
 債務者 株式会社グリーンガーネット
 代表者代表取締役 伊藤久仁子
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鳥生 尚美
 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第164号
 神奈川県座間市西栗原2丁目1-41-5
 債務者 Y B J A P A N株式会社
 代表者代表取締役 朴 永弼
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 尾崎 隆
 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分
 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第3号
 石川県珠洲市飯田町1丁目1番地2
 債務者 株式会社ドリーム
 代表者代表取締役 多間 利一
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小斎 秀臣
 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時30分
 金沢地方裁判所輪島支部

令和7年(フ)第106号
 岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地32番地17
 債務者 三光運輸株式会社
 特別代理人 作山 直輝
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川上 博基
 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第612号
 福岡市東区多の津4丁目19番3号多の津コアⅢ2号
 債務者 株式会社リボックス
 代表者代表取締役 白木 博
 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中山 栄治
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1393号
 大阪市大正区三軒家東1丁目14番15号
 債務者 株式会社折正
 代表者代表取締役 劉 健太
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 水戸 章博
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時40分
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第69号
 福岡市城南区七隈7丁目2番13号ディアス七隈102
 債務者 株式会社信開工業
 代表者代表取締役 山内 涼平
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 是枝 秀幸
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第395号
 京都市下京区松原通油小路東入天神前町333番地
 債務者 株式会社齊藤商店
 代表者代表取締役 齊藤 誠之
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 平尾 嘉晃
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時45分
 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第354号
 埼玉県川口市赤井493番地の2
 債務者 株式会社アルパ・ロジスティクス
 代表者代表清算人 大口真紀子
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時50分
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第444号
 さいたま市南区南浦和3丁目37番55棟302号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区花川戸2丁目4番11号奥栄ビル1階
 債務者 有限会社フジオ・モデーロ
 代表者代表取締役 市川不二夫
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 有馬 明仁
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時10分
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1415号
 大阪市北区本庄東3丁目5-19 ポールハイツ淀1001号、商業登記簿上の本店所在地鳥取市賀露町北2丁目10-23
 債務者 株式会社エイコー電機
 代表者代表取締役 伏野 里奈
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川端さとみ
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第331号
 沖縄県中頭郡嘉手納町字水金477番地 ハウスナンバー7256
 債務者 株式会社輪枸
 代表者代表清算人 玉城 尚武
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 島袋 達志
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前9時50分
 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第67号
 群馬県高崎市片岡町2丁目22番17号プレミールA102
 債務者 株式会社ルミエス
 代表者代表取締役 関田 伊純
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 辻 拓一郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時40分
 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第645号
 札幌市中央区南20条西7丁目1番3号
 債務者 株式会社カトウ商会
 代表者代表取締役 加藤 賢久
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 水口 純次
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時15分
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第469号
 名古屋市中村区烏森町8丁目112番地
 債務者 有限会社イーディーエス
 代表者取締役 今川やよい
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小堀 良治
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前9時45分
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1452号
 大阪市中央区北久宝寺町3丁目1番6-1005号
 債務者 ラビエール株式会社
 特別代理人 三井 円
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 川端さとみ
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分
 大阪地方裁判所第6民事部

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中野 博之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時50分
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1049号
 大阪府守口市金田町1丁目46番20号
 債務者 株式会社神山物流
 代表者代表取締役 林 憲慈
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 堀田 克明
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1268号
 大阪府枚方市宮之下町1番22号
 債務者 合同会社アワーズ
 代表者代表社員 清水 恵
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 市村 和也
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時50分
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第662号
 愛知県長久手市菖蒲池813番地
 債務者 有限会社日政堂印刷
 代表者代表取締役 津田 和孝
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 林 友梨
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時50分
 名古屋地方裁判所民事第2部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第163号
 東京都足立区梅田4-39-27 ハイアット梅田102号室、住民票上の住所神奈川県座間市西栗原2丁目1番41-5号
 債務者 PIAO YONG B I 朴 永弼
 (通称久保永弼)
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 町田 麻美
4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午前10時45分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
 長野地方裁判所民事部破産係

<p>令和7年(フ)第580号 神奈川県川崎市多摩区菅6丁目1番42-303号 債務者 伊藤久仁子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥生 尚美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第73号 福岡市早良区星の原団地14番405号 債務者 木原 麻貴 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯部 慎吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第382号 福岡市博多区博多駅前4丁目28番3号 姫島ビル 403号 傾務者 古川 淳史 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植村 敏彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第386号 福岡市中央区笹丘2丁目22番22-102号 口イヤルコート笹丘 傾務者 高瀬 幸信 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第387号 福岡市中央区笹丘2丁目22番22-102号 口イヤルコート笹丘 傾務者 高瀬美津江 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 広島地方裁判所呉支部</p> <p>令和7年(フ)第414号 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2960番地1 竹元ビル 302号 傾務者 池田 卓弥 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 哲夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第665号 名古屋市北区楠味鏡4丁目2245番地 傾務者 岡田 祐介 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小森 義徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第33号 広島県竹原市竹原町2599番地4 傾務者 おお屋こと 大津谷 茂 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平元 陽亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 広島地方裁判所呉支部</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分</p> <p>5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで</p> <p>広島地方裁判所呉支部</p> <p>令和7年(フ)第437号 福岡県筑紫野市大字筑紫1740番地 401号、前住所大阪府東大阪市新家2丁目8番20号 ボンスヴニールA棟201 傾務者 中西 将平 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第84号 函館市花園町13番41号 傾務者 小原 幸道 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 奨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第300号 福岡市早良区星の原団地45番508号 傾務者 白水 麻子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永田 光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第311号 福岡市城南区梅林2丁目4番20-201号 メゾン・ド・クレール梅林 傾務者 山内 涼平 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 是枝 秀幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年(フ)第350号 福岡市東区原田1丁目13番16-601号 アウローラマンション 債務者 笹田 伸也 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浜上 慎也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第455号 福岡市城南区長尾5丁目20番18号 第2有明ハイツ 101号 債務者 松本 富子(旧姓河津) 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 瞳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第229号 広島県安芸郡府中町宮の町1丁目6番5-102号 債務者 広田真由美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第368号 福岡市早良区西新5丁目6番12-302号 ボンメゾン2 債務者 吉田 正美 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第406号 宮城県石巻市駅前北通り3丁目3番21号 債務者 大河原 健 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三瓶 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第284号 広島市佐伯区石内南2丁目13番11号 債務者 矢野 大樹 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 折出 智一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第473号 福岡市南区柳瀬1丁目4番10-203号 大宝ビル、前住所福岡市東区奈多団地22番505号奈多団地22棟 債務者 戸村ひろみ 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古賀 純子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第440号 福岡市中央区高砂2丁目19番15号 高砂マンション702号 債務者 濱本 正嗣 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤戸 博樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第424号 仙台市青葉区宮町1丁目1番3号 BLES S E D L I F E 花京院205、従前の住所仙台市青葉区立町2番14-1104号 債務者 織田 愛莉 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田美佐都 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第1713号 福岡県大野城市月の浦3丁目3番3-404号 月の浦団地 債務者 土師 勝 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 絵里香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第85号 大分市東鶴崎2丁目2番20号 オアシスホーム2 債務者 首藤 充則 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 賢司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第445号 福岡市南区大楠1丁目26番1-407号 プロシード日赤通り 債務者 高野 雅博 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 翔一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第228号 広島県安芸郡府中町宮の町1丁目6番5-102号 債務者 広田 茂 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第244号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東7丁目14番2号 アルトビアーノII 201号 債務者 力武リカコ 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森山達太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第270号 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵156番地169 債務者 吉村 美優 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尻 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第445号 福岡市南区大楠1丁目26番1-407号 プロシード日赤通り 債務者 高野 雅博 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 翔一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第228号 広島県安芸郡府中町宮の町1丁目6番5-102号 債務者 広田 茂 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第244号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東7丁目14番2号 アルトビアーノII 201号 債務者 力武リカコ 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森山達太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第270号 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵156番地169 債務者 吉村 美優 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尻 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第10号
徳島県阿南市横見町願能地西17番地3 琴江
川マンション2号館201号室
債務者 大下 康裕
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 美馬 和仁
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月18日午後1時10分
5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(フ)第22号
福岡県京都郡苅田町尾倉4丁目12番地4(サニーコート尾倉101)(前住所 福岡県八女市室岡895番地1(レオパレスMANA103号))
債務者 松崎 鷹治
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤村 英明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第15号
茨城県土浦市東真鍋町10番22号 グランメー
ルA103
債務者 太刀 法義
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田 智宏
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年8月21日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第230号
神戸市須磨区車字仮坂817番地の1
債務者 前川 岳友
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小田 紗織
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月16日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

令和7年(フ)第100号
愛媛県松山市久米窪田町895番地5
債務者 加藤 英明
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷 勇輝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月17日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第289号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈452番地1
債務者 尾方 和之
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秋山 真
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月1日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第355号

埼玉県川口市大字赤井493番地の2

債務者 大口真紀子

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月7日午前10時50分

5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 445 号

さいたま市南区南浦和 3 丁目 37 番 55 棟 302 号

債務者 市川不二夫

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 18 日 午後 5 時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 有馬 明仁

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 7 月 7 日 午前 10 時 10 分

5 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで

さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

令和7年(フ)第132号
兵庫県姫路市書写1019番地369 県営姫路書
写住宅1号棟206、従前の住所兵庫県姫路市
飾磨区今在家7丁目103番地 エスピワール
II 201
債務者 K i i t h (キース) こと 畑野 三
香(旧姓水野)
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 政希
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年8月22日午前10時10分

の期日 令和7年6月22日前10時10分
5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第144号

兵庫県姫路市東雲町5丁目1番地21 東雲K
マンション205号

債務者 ガーデンAKIこと 矢野 孝司

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 舟引 理真
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月17日前10時10分
5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第27号
高知県南国市元町3丁目6番2号 坂本西住
宅1号
債務者 川渕 秀子
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柳田 祐介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年8月21日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第90号
高知市神田1510番地15 1C棟、旧住所高知市朝倉西町1丁目17番15号 ボナール朝倉西町201
債務者 田村 瞬丞
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 敦史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第34号
福岡県春日市須玖南1丁目142番地 ファーネストリアル春日-201号
債務者 高田 洋子
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安井 杏奈
4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年(フ)第374号
宮城県多賀城市伝上山1丁目5番6号 地域
密着型特別養護老人ホーム風の音サテライト
史、住民票上の住所宮城県多賀城市新田字西
後23番地の1
債務者 渡邊けい子
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 雨宮亜希子
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和6年(フ)第2018号

札幌市西区発寒4条4丁目9番12号 グリー
ンヒルⅡ-105号

債務者 山下 匡

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第23号
札幌市中央区南15条西14丁目2番7-407号
債務者 鈴木 勇一
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年(フ)第88号 札幌市西区発寒4条3丁目5番19号 シャーロームハイツ201号、申立時の住所札幌市手稲区手稲本町1条1丁目4番8号 パークハイツ手稲101号 債務者 島 奈美子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第282号 札幌市手稲区手稲本町1条2丁目1番15号、 申立時の住所札幌市西区二十四軒4条5丁目 12番16号 メテオール琴似一2-C号 債務者 原口 雄貴 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第406号 札幌市中央区南5条西9丁目1008番地4 リーガルコート南5条303号 債務者 東谷 正実 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第119号 札幌市豊平区美園11条6丁目3番10-303号 債務者 鎌田紗友理(旧姓山田) 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第288号 札幌市中央区南1条西14丁目1番地221 札幌JOW2ビル601号 債務者 阿部野広人 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第422号 札幌市白石区栄通15丁目15番3号 アイアール南郷V-201号 債務者 本木真智子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第491号 札幌市西区山の手6条5丁目4番1号 ブル山の手II-401号 債務者 庄田かすみ(旧姓齋藤) 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第245号 札幌市厚別区もみじ台西2丁目2番9-505号 債務者 春名 潤子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第319号 札幌市豊平区豊平3条1丁目1番34号 アーバンビル4480-3 A号 債務者 横山 純平 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第443号 北海道恵庭市福住町1丁目11番1 (福住式番館G号) 債務者 桑原 正 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第22号 北海道滝川市泉町1丁目12番47号 債務者 長岡 勉 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第246号 札幌市厚別区もみじ台西2丁目2番9-505号 債務者 春名 幸人 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第367号 札幌市白石区菊水5条3丁目4番25号 ベアーズ菊水201号 債務者 松下 法義 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第451号 札幌市東区北41条東12丁目2番20-305号 債務者 住田 雅美 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第31号 栃木県足利市山下町1502番地1 債務者 LOVE LOVEこと 飯塚 恵美 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第246号 札幌市厚別区もみじ台西2丁目2番9-505号 債務者 春名 幸人 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第367号 札幌市白石区菊水5条3丁目4番25号 ベアーズ菊水201号 債務者 松下 法義 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第480号 北海道江別市文京台東町27番地の1 アクセス文京台203 債務者 有田 麻里 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第86号 群馬県前橋市堤町727番地4 債務者 清水洸太郎 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第109号 静岡県駿東郡清水町伏見269番地の4 債務者 吉岡 元松 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年（フ）第207号 大阪府富田林市東板持町3丁目2番10号 債務者 松村 百香 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第305号 堺市南区岩室10番地 債務者 小林香代子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第27号 山形県米沢市中央7丁目5番77号 県営米沢中央アパート2号241号室 債務者 諏訪 智美 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年（フ）第48号 住民票上の住所 愛知県稻沢市駅前2丁目41番17-201号、現住所（居所）愛知県稻沢市駅前2丁目41番17エスアンドエスマンション301号室 債務者 宮川 晃典 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（フ）第216号 大阪府羽曳野市古市5丁目7番13号 債務者 葛城 雄司 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第18号 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1396番地の1 かねじアパート401号 債務者 前田 努 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第8号 函館市駒場町11番15号 債務者 小甲 潤 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年（フ）第63号 愛知県犬山市大字羽黒字西向畑9番地64 ナビタウン犬山410 債務者 石曾根正幸 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（フ）第225号 大阪府富田林市久野喜台2丁目1番102-203号 債務者 藤谷 千愛 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第75号 長崎県長崎市本原町34番10-204号、旧住所福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目6番22-202号 ピプレ博多駅南 債務者 秋元 有希 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	令和7年（フ）第94号 函館市海岸町8番18号 レオパレスディアコート 103号室 債務者 西川 洋 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 函館地方裁判所
令和7年（フ）第204号 大阪府高石市取石7丁目2番7-502号 債務者 太田登美子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（フ）第226号 大阪府富田林市久野喜台2丁目1番102-203号 債務者 藤谷 祐理 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第75号 長崎県長崎市本原町34番10-204号、旧住所福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目6番22-202号 ピプレ博多駅南 債務者 秋元 有希 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年（フ）第98号 北海道松前郡福島町字三岳85番地 三岳団地7号棟704号室 債務者 藤澤 由麻 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 函館地方裁判所
令和7年（フ）第204号 大阪府高石市取石7丁目2番7-502号 債務者 太田登美子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第252号 大阪府松原市天美西1丁目24番5-208号 債務者 前 加代 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第25号 山形県南陽市郡山1198番地の2 グリーンハウス 16号室 債務者 菊池 彰洋 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	

令和7年(フ)第105号	函館市桔梗町557番地 センテナリアン 615号室 債務者 高田アヤ子 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第108号	北海道北斗市久根別1丁目28番12号 Mシャンテ203 債務者 山内 了 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第424号	東京都青梅市東青梅4丁目11番地の6シティハイム東青梅2-201 債務者 高橋 実穂 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第454号	東京都立川市羽衣町1丁目11番3-302号 債務者 伊東三津子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第492号	東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1703番地1 債務者 斎藤慎太郎

令和7年(フ)第500号	東京都稲城市東長沼1040番地かごやビル301 債務者 小森 早恵 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第549号	東京都東大和市中央2丁目859番地の9 レオパレス中央II102 債務者 豊田 里美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第562号	東京都府中市天神町4丁目4番地 債務者 井出嘉知子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第563号	東京都府中市天神町4丁目4番地 債務者 井出 万一 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第97号	相模原市南区南台2丁目9番6号 YFC南台101 債務者 上坂あかね 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1016号	大阪市住吉区杉本2丁目15番7号、前住所大阪市住吉区遠里小野4丁目8番7号 プチパレス内田 102号 債務者 松尾 大地 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2278号	福岡市中央区今泉1丁目9番6号604、旧本店所在地福岡市中央区舞鶴1丁目1番11号 破産者 株式会社フードプロデュースジャパン 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第712号	名古屋市熱田区四番2丁目1-12 GOTOビルディング南3F 破産者 株式会社E P I C 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和4年(フ)第1850号	福岡市博多区博多駅南4丁目4番地17号第5博多I Rビル601号 破産者 株式会社インターメディエーション 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第940号 福岡県久留米市東町36番地8 破産者 株式会社マキヨミ 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第284号 栃木県宇都宮市鶴田町1553番地10 破産者 株式会社塩野建設工業 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第657号 栃木県那須塩原市石林569番地、前住所東京都渋谷区上原2丁目33番2号 上原キャビンハウス102 破産者 阿見 和則 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2262号 福岡県筑紫野市針摺西1丁目8番3号 破産者 有限会社岡部三甲堂 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第425号 栃木県下野市仁良川1681番地16 破産者 坂本 晃一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第62号 栃木県宇都宮市若草4丁目10番17号 破産者 村田 学 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2374号 福岡市博多区空港前1丁目6番地 破産者 株式会社エールトラベル 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第706号 仙台市宮城野区萩野町1丁目22-12 破産者 株式会社佐松 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第535号 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和5年(フ)第478号 相模原市南区当麻2404番地17 破産者 京電相模株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和5年(フ)第475号 栃木県宇都宮市大平町西水代2958番地 オンラードA 105 破産者 中嶋 剛 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第596号 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第208号 長野市大字鶴賀七瀬409番地2モダンイースト101号室 破産者 株式会社ヴオーグ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第577号 栃木県鹿沼市武子1533番地2 破産者 岩井興産株式会社 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第170号 東京都八王子市中野山王2丁目32番14号グラント・フォレストA201号室、住民票上の住所青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字鳴見8番地4 破産者 竹越 文彦 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第529号 栃木県佐野市大橋町3232番地11 レオパレスハビネス103、開始決定時の住所栃木県佐野市米山南町8番地3 破産者 住松 優 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第630号 栃木県宇都宮市陽南3丁目1番23号 サカテハイツ607 破産者 阿部 裕紀 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第6130号 大阪市東住吉区杭全5丁目6番3号 破産者 株式会社金谷建設 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和5年(フ)第1101号 名古屋市守山区大字上志段味字竹の腰354番地2 破産者 有限会社MASI	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第657号 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第379号

和歌山市島233番地の6
破産者 有限会社オーネイ・エス
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和5年(フ)第187号

広島県福山市新涯町2丁目11番31号
破産者 株式会社正伸
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第86号

広島県福山市曙町6丁目6番18-7号、商業登記簿上の本店所在地広島県福山市山手町5丁目9番14-10号
破産者 王子貨物株式会社
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第233号

広島県福山市神辺町十九軒屋15番地の1
破産者 株式会社商壳繁盛研究所
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和5年(フ)第23号

広島県三次市三良坂町三良坂1698番地1
破産者 有限会社エイエムエー・エクスプレス
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第40号

福岡市南区平和2丁目7番24号
破産者 有限会社ALIVE

1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第61号

群馬県みどり市笠懸町阿左美280番地10
破産者 有限会社中嶋エンジニアリング
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所桐生支部

令和6年(フ)第1312号

横浜市青葉区市ヶ尾町2167番地2
破産者 有限会社コーラルサービス
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第2279号

札幌市豊平区旭町7丁目1番14号 グレース旭町201号
破産者 山田 渉悟
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年6月26日午後2時15分

令和7年4月18日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第164号

長野市大字鶴賀474番地1
破産者 松本 欣吾
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年7月17日午後1時30分

令和7年4月18日

長野地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第2460号

大阪府八尾市太田新町7丁目37番地1
破産者 株式会社MUGENモールド製作所
1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年6月30日午後1時30分

令和7年4月18日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第579号

兵庫県姫路市西庄甲34番地1 玲巧ハイツ2-202、開始決定時の住所兵庫県姫路市網干区垣内西町1776番地16
破産者 南木 雅仁
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月11日午後1時40分

令和7年4月18日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5号

広島県福山市春日町浦上2468番地1 102
破産者 今城 謙一

1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年7月11日午前10時30分

令和7年4月18日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和5年(フ)第1097号

福岡市早良区荒江3丁目19番1号 2F
破産者 吉武 栄司

1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年7月16日午後3時
令和7年4月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第855号

福岡市南区井尻1丁目27番29号、住民票上の住所福岡市南区向野2丁目2番6-703号
藤和シティコーポ大橋

破産者 福原 秀憲

1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
2 一般調査期日 令和7年6月17日午後2時30分

令和7年4月15日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2049号

福岡県大野城市南ヶ丘1丁目4番20号
破産者 後藤 貴史

1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
2 一般調査期日 令和7年7月1日午前11時
令和7年4月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第3700号

大阪市城東区古市3丁目1番26号
破産者 伸和印刷株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月24日午後2時50分

令和7年4月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第579号

兵庫県姫路市西庄甲34番地1 玲巧ハイツ2-202、開始決定時の住所兵庫県姫路市網干区垣内西町1776番地16
破産者 南木 雅仁

1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月11日午後1時40分

令和7年4月21日

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第668号

岡山市北区二日市町63番地
破産者 株式会社トイドらんのひみつきち

1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで
2 一般調査期日 令和7年6月11日午前10時50分

令和7年4月18日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第279号

香川県綾歌郡綾川町山田下山王435番地4
特別養護老人ホーム松林荘、住民票上の住所

香川県綾歌郡綾川町小野甲343番地8
破産者 川崎 嶽

法定代表人成年後見人 藤本 隆英

1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
2 一般調査期日 令和7年9月5日午後1時30分

令和7年4月21日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第256号

和歌山市西浜979-1 ガーデンハイツ西浜101、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2224番地の2
破産者 三幸経営情報サービスこと 中村 彰典

1 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
2 一般調査期日 令和7年7月10日午前10時20分

令和7年4月18日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第373号

和歌山市園部844番2
破産者 株式会社オプトレックスジャパン

1 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
2 一般調査期日 令和7年7月10日午前10時10分

令和7年4月18日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第289号

岡山県赤磐市河田原289番地
破産者 石原 常雅

1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
2 一般調査期日 令和7年6月25日午前10時50分

令和7年4月18日

岡山地方裁判所第3民事部

債権者集会招集

令和5年(フ)第5267号

大阪府吹田市垂水町2丁目21番36号(302)、
開始決定時大阪市淀川区西三国3丁目11番39
号

破産者 山口 博巳

1 期日 令和7年6月12日午後3時

2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年4月21日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第360号

福岡市東区香椎照葉3丁目2番4-1418号
インフィニガーデン サウス棟、開始決定時
の住所宮崎市大島町大将堀1830番地19
破産者 富永 雄喜

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月21日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第547号

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江140番地1
破産者 河野 進

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月21日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第551号

宮崎市大塚町馬場崎3557番地3 メグミコ
ボ101号
破産者 林 幸二

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月21日 宮崎地方裁判所破産係

令和4年(フ)第2035号

福岡市早良区荒江3丁目16番15号 住宅型有
料老人ホーム ローズガーデン荒江、破産手
続開始決定時の住所福岡市西区田尻東3丁目
2697番地1 玄洋莊
破産者 谷 静子

異議申述期間 令和7年6月10日まで

令和7年4月15日

福岡地方裁判所第4民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第1002号

山形県上山市蔵王の森16番地
清算株式会社 ライスフラワーテクノ株式会社
代表清算人 尾形 幸広

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

山形地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第3号

新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル4
階 とやの総合法律事務所内
清算株式会社 とやの清算第三株式会社
代表清算人 太田 竜

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

新潟地方裁判所民事部

更生計画案提出期間の伸長

令和6年(ミ)第13号

鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号
更生会社 株式会社エヌシーガイドショップ
主文 管財人が更生計画案を提出すべき期間の終
期を令和7年9月12日と、更生会社、届出をし
た更生債権者等又は株主が更生計画案を提出す
ることができる期間の終期を令和7年9月5日
と、それぞれ変更する。

令和7年4月11日

東京地方裁判所民事第20部

更生債権等の一般調査期間変更

令和6年(ミ)第13号

鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号
更生会社 株式会社エヌシーガイドショップ
主文 更生債権等の一般調査期間を令和7年8月
22日から令和7年8月29日までと変更する。

令和7年4月11日

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

令和7年(再)第10号

千葉県千葉市若葉区小倉町1764番地1 ル・
グラン小倉台109号
再生債務者 山口 賢

1 主文 再生債務者について監督委員による監
督を命ぜる。

2 監督委員 東京都千代田区丸の内2丁目6番
1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松
本法律事務所外国法共同事業 弁護士 山崎
良太

令和7年4月14日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和7年(再)第9号

東京都大田区田園調布1丁目41番12号
再生債務者 山根 茂雄

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後4時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始す
る。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和7年6月16日
から令和7年6月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和5年(再)第53号

東京都中央区日本橋横山町7番18号
再生債務者 株式会社ガイア・ビルド

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(再)第54号

東京都中央区日本橋横山町7番18号
再生債務者 株式会社ユナイテッドエージェン
シー

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(再)第56号

東京都中央区日本橋横山町7番17号

再生債務者 株式会社ジャバ

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(再)第57号

東京都中央区日本橋横山町7番18号

再生債務者 株式会社MG

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(再)第58号

東京都中央区日本橋横山町7番17号(吸収合
併後の存続会社の本店所在地) 東京都中央区
日本橋横山町7番17号

再生債務者 株式会社M G建設(吸収合併後の
存続会社 株式会社ジャバ)

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再)第1号

東京都港区三田3丁目13番16号三田43M Tビ
ル8階(登記記録上の住所 東京都千代田区
大手町1丁目6番1号大手町ビル3階)

再生債務者 株式会社リテールトランステフオ
メーション

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月11日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手 続開始

令和7年(再イ)第36号

札幌市白石区栄通11丁目1番15-202号

再生債務者 藤井 玄徳

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令
和7年5月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第7号

長野県上田市下之条23番地7

再生債務者 北原 尚樹

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令
和7年5月30日まで

長野地方裁判所上田支部

令和7年(再イ)第1号

長崎県平戸市大久保町1235番地3
再生債務者 竹田 一也

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで

長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和7年(再イ)第41号

札幌市西区平和2条9丁目6番1号
再生債務者 傳法 剛

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第2号

北海道小樽市色内1丁目11番103号 メルクリウス

再生債務者 佐々木亮介

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第12号

神奈川県足柄上郡大井町金子1074番地6
再生債務者 数金 憲明

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第50号

名古屋市緑区大高町字砦前58番地の3
再生債務者 伴 和将

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第11号

三重県いなべ市藤原町篠立792番地2
再生債務者 藤本 道尚

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第40号

愛知県半田市亀崎町1丁目84番地の6
再生債務者 荒木 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第67号

愛知県海部郡大治町大字長牧字中道27番地の5

- 再生債務者 鈴木 遥翔
- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第304号

福岡市南区野間4丁目6番16-306号 アミューズ野間

- 再生債務者 大野 豊
- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第322号

福岡市城南区金山団地50番602号

再生債務者 田中美惠子

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第47号

福岡市中央区薬院4丁目14番1-302号 グランドメゾン浄水 ガーデンシティ セントラルフォレストI

再生債務者 山西祐一郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第60号

福岡県春日市上白水7丁目6番地 エバーハイツ203号

再生債務者 赤星 英彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第275号

福岡市早良区梅林7丁目15番9号

再生債務者 池田 敦史

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第12号

北海道帯広市東4条南4丁目3番地28 L U C E 44-B号室

再生債務者 菅 雄大

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和6年(再イ)第158号

宮城県名取市飯野坂1丁目1番10号

再生債務者 高橋 康司

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月12日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第37号

神戸市須磨区大黒町1丁目2番16号

再生債務者 和田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第41号

福岡県古賀市天神7丁目20番7号 メイプルシティ古賀C-3号

再生債務者 坂本 拓朗

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第5号 長崎県大村市水主町2丁目658番地41 再生債務者 横溝 良 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月12日まで 長崎地方裁判所大村支部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所直方支部
令和7年(再イ)第6号 長崎県大村市大川田町1001番地2 再生債務者 丸山 昌継 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月12日まで 長崎地方裁判所大村支部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月20日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第19号 仙台市宮城野区岩切分台3丁目4番地の1 ルヴエ・デュ・ソレイユ102 再生債務者 櫻井 友彰 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月20日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第11号 福島県いわき市小名浜字平蔵塚123番地の2 再生債務者 川上 友希 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで 福島地方裁判所いわき支部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月21日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで 長野地方裁判所諏訪支部
令和7年(再イ)第28号 埼玉県上尾市ニツ宮852番地2 ウッディヒルズB-2 再生債務者 浜口 幸介	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月5日まで 福岡県宮若市本城461番地(メゾンエクサラントA-202) 再生債務者 河本 浩三	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月5日まで 京都地方裁判所園部支部再生係

令和6年(再イ)第533号

大阪市東淀川区上新庄3丁目18番5号

再生債務者 宮部 孝弥

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第5号

鳥取県鳥取市用瀬町川中563番地1

再生債務者 松浦 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第6号

鳥取県鳥取市気高町北浜3丁目36番地

再生債務者 澤田 伸一

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第38号

徳島県徳島市川内町榎瀬792番地の1 リブ
ライフ川内A103

再生債務者 新居 咲帆

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第3号

福岡県筑後市大字西牟田3887番地3 ビレッジハウス筑後1-204号

再生債務者 大隈 友博

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和7年(再イ)第13号

宮崎市大字赤江74番地1 レジデンスエア
ポート903号

再生債務者 池田 和弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月10日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第3号

宮崎県えびの市大字末永1172番地1

再生債務者 境松 広樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで

宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和6年(再イ)第205号

名古屋市守山区廿軒家1番8号 ヴィルヌーヴ103号

再生債務者 丸山 泰輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第309号

愛知県東海市富木島町勘七脇26番地 サニーコートⅢ(201)

再生債務者 有本 泰生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第357号

名古屋市北区水草町2丁目60番地の2 水草
団地3棟908号

再生債務者 海山 晴美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第365号

愛知県愛西市柚木町中田面421番地1

再生債務者 芝 賢司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第18号

福岡県築上郡吉富町大字今吉409番地14

再生債務者 壇 雅俊

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日

福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和6年(再イ)第87号

仙台市宮城野区新田4丁目3番38号 シャーメゾンリツツ102

再生債務者 竹内 亮太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第164号

埼玉県新座市菅沢2丁目7番15号

再生債務者 小安 圭

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第255号

愛知県半田市旭町2丁目81番地の15

再生債務者 川浪 銀河

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第154号

仙台市宮城野区岩切字三所北132番地の5
フローラルコートA棟101

再生債務者 高橋 啓介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第125号

東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル
寺田174-3

再生債務者 佐竹 美鶴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日

東京地方裁判所立川支民事第4部

令和6年(再イ)第135号

東京都武蔵村山市榎2丁目61番地の5 アネック
クスYⅦ201号

再生債務者 門脇 智哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日

東京地方裁判所立川支民事第4部

令和7年（再イ）第6号 富山市下大久保1873番地19 再生債務者 堀田 都 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 富山地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第211号 札幌市中央区南14条西13丁目2番28—204号 再生債務者 後藤 志保 1 決議に付する再生計画案 令和6年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月18日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第36号 北海道旭川市永山4条13丁目3番16号 再生債務者 中山 恵太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 旭川地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第294号 福岡市城南区田島3丁目21番35号 再生債務者 大庭 正裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第2号 富山県射水市二口2394番地1 再生債務者 海老江恭介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 富山地方裁判所高岡支部	令和6年（再イ）第28号 福島県いわき市山田町余木田80番地 再生債務者 小野 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月18日 福島地方裁判所いわき支部	令和6年（再イ）第25号 釧路市桜ヶ岡7丁目19番8号 再生債務者 渡邊美代子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 釧路地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第343号 福岡市東区千早5丁目16番2—2号 再生債務者 田茂井 謙 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第2号 岐阜県下呂市幸田1217番地 幸世ハイツ305 再生債務者 都竹 由佳 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 岐阜地方裁判所高山支部再生係	令和7年（再イ）第53号 大阪府吹田市五月が丘東8番B—511号 再生債務者 南 昌樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月18日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第38号 金沢市新保本1丁目451番地7 再生債務者 西部 晃弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 金沢地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第331号 福岡市博多区三筑1丁目7番10—616号 九 電工三筑寮 再生債務者 鬼丸 賴人 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月15日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第3号 岐阜県下呂市小坂町湯屋976番地 再生債務者 住 宏文 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 岐阜地方裁判所高山支部再生係	令和6年（再イ）第74号 (営業所の所在地) 大阪市北区堂島1—3— 9 日宝堂島センタービル1階4号室、(住所) 大阪府藤井寺市東藤井寺町4番20号 再生債務者 湯とうふまつだこと 松田 隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月18日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年（再イ）第32号 埼玉県熊谷市上之1981番地11 レオパレス オータムⅡ104 再生債務者 川崎 広行 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月21日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年（再イ）第1号 岡山市南区千鳥町4番27号 サスティナチ ドり201(旧住所) 青森県十和田市大字沢田字 中道8番地1 再生債務者 戸間替たえ子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月18日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年（再イ）第77号 愛知県岡崎市橋目町字御小屋西157番地1 再生債務者 深谷 正己 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年（再イ）第18号 北海道苫小牧市柳町4丁目10番22号 ブラン ドK 6 205 再生債務者 中村 美里 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月21日 札幌地方裁判所苫小牧支部	令和6年（再イ）第262号 福岡県福津市津屋崎5丁目8番47号 再生債務者 森中孝太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月14日 福岡地方裁判所第4民事部	

令和7年（再イ）第1号
福島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓13番地
3
再生債務者 帆足 太一
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月9日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
16日まで
令和7年4月18日 福島地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第341号
福島市南区清水4丁目4番10-905号 ソル
ト・ヴィース
再生債務者 牛草 涼平
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月9日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで
令和7年4月18日 福島地方裁判所第4民事部
令和6年（再イ）第349号
福島県糟屋郡須恵町大字須恵165番地45
再生債務者 吉郷 真也
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月9日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで
令和7年4月18日 福島地方裁判所第4民事部
令和6年（再イ）第360号
福島市南区三宅2丁目7番23号 セトルジョ
イ401（住民票の上住所）福島市南区桧原5
丁目22番1-506号 ビレッジハウス桧原
再生債務者 松下 公基
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月9日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで
令和7年4月18日 福島地方裁判所第4民事部

令和6年（再イ）第364号
福岡県那珂川市松原7番17-604号 エバー
ライフ博多南式番館
再生債務者 橋田奈津美
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月9日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
9日まで
令和7年4月18日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年（再イ）第64号
新潟市東区船江町1丁目47番30号 ブルメリ
アII 201号
再生債務者 畑中謙一郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月12日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
12日まで
令和7年4月21日 新潟地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第65号
広島県東広島市西条町寺家7213番地11
再生債務者 大原 倫典
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
月19日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
19日まで
令和7年4月21日 広島地方裁判所民事第4部
**給与所得者等再生による再生
手続開始**
令和7年（再口）第2号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘2丁目25番11号
エンプレス野中B204号（前住所）福岡市東
区雁の巣2-42-9
再生債務者 武田 正巳
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後2時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令
和7年5月27日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再口）第2号
京都市左京区静市原町1222番地8
再生債務者 熊谷功司こと 宋 功司
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令
和7年6月2日まで
京都地方裁判所第5民事部再生係
**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**
令和7年（再口）第1号
岐阜県高山市西之一色町3丁目1444番地6
再生債務者 芝田 雄一
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月
3日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年5月12日まで
令和7年4月21日
岐阜地方裁判所高山支部再生係
**給与所得者等再生による再生
計画認可**
令和6年（再口）第8号
福岡県大野城市乙金1丁目8番4号
再生債務者 古賀 浩樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月31日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月15日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年（再口）第12号
福岡県大野城市筒井3丁目16番1号 パシ
フィックビル301号
再生債務者 南 博樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月7日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月14日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（再口）第5号
和歌山市和歌浦東1丁目6番38号
再生債務者 東 誠也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月11日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月18日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**
次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建
物について所有者不明土地管理命令及び所有者不
明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土
地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命
令をすることについて異議があるときは、届出期
間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだ
さい。届出がないときは、上記の管理命令がされ
ることになります。
令和6年（チ）第1号
愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
申立人 岡崎市長 内田 康宏
住所・居所 不明
(亡宮本三郎の最後の住所) (亡宮本三郎の不
動産登記記録上の住所) 愛知県岡崎市栄町三
丁目48番地
所有者 亡宮本三郎相続財産
届出期間満了日 令和7年6月11日
令和7年4月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部
(別紙) 物件目録
1 所在 岡崎市栄町三丁目
地番 46番4
地目 宅地
地積 8.57平方メートル
2 所在 岡崎市栄町三丁目
地番 48番1
地目 宅地
地積 61.88平方メートル
3 所在 岡崎市栄町三丁目48番地1
家屋番号 なし(未登記)
種類 居宅
構造 木造鉄骨メッシュ鋼板葺平家建
床面積 31.37平方メートル
(固定資産評価証明書上の床面積) 29.71平
方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

新潟県佐渡市上横山244番地の2
申立人 長江川水系土地改良区
亡平田ヤスの最後の住所 新潟県上越市安江一丁目3番40号上越ケアセンターそよ風
所有者 亡平田ヤス相続財産
届出期間満了日 令和7年6月13日

令和7年4月11日 新潟地方裁判所佐渡支部
(別紙) 物件目録

- 所在 佐渡市長江字コシ前
地番 990番
地目 田
地積 857平方メートル
(不動産登記録上の所有者 両津市大字長江1104番地 平田信夫)
- 所在 佐渡市長江字コシ前
地番 991番1
地目 田
地積 163平方メートル
(不動産登記録上の所有者 両津市大字長江1104番地 平田熊蔵)

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款(平成13年3月30日制定)の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

農林水産省共済組合代表者

農林水産大臣 江藤 拓

第16条中「第10号の3」を「第10号の5」に改める。

第29条第1項の表中「 $\frac{36.40}{1,000}$ 」を「 $\frac{40.22}{1,000}$ 」に、「 $\frac{7.54}{1,000}$ 」を「 $\frac{8.52}{1,000}$ 」に、「 $\frac{34.87}{1,000}$ 」を「 $\frac{38.80}{1,000}$ 」に、「 $\frac{37.93}{1,000}$ 」を「 $\frac{41.64}{1,000}$ 」に、「 $\frac{72.28}{1,000}$ 」を「 $\frac{80.44}{1,000}$ 」に、「 $\frac{15.08}{1,000}$ 」を「 $\frac{17.04}{1,000}$ 」に改め、同条第2項の表中「 $\frac{36.40}{1,000}$ 」を「 $\frac{40.22}{1,000}$ 」に、「 $\frac{7.54}{1,000}$ 」を「 $\frac{8.52}{1,000}$ 」に、「 $\frac{37.93}{1,000}$ 」を「 $\frac{41.64}{1,000}$ 」に改める。

附 則

- この変更是、令和7年4月1日から施行する。
- 変更後の第29条第1項及び第2項の規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

- 所在 佐渡市長江字コシ前
地番 991番2
地目 原野
地積 51平方メートル
(不動産登記録上の所有者 両津市大字長江1104番地 平田信雄)
- 所在 佐渡市長江字奥田
地番 994番
地目 田
地積 2145平方メートル
(不動産登記録上の所有者 両津市大字長江1104番地 平田信雄)

令和7年(チ)第1号

- 金沢市金石通町2番18号
申立人 上野 克巳
住所・居所 不明
(不動産登記録上の住所) 金沢市金石町字上越前町2番地
所有者 上野仁三郎
届出期間満了日 令和7年6月10日
令和7年4月10日 新潟地方裁判所
(別紙) 物件目録
- 所在 金沢市金石通町
地番 136番
地目 宅地
地積 50.82平方メートル

林野庁共済組合定款の一部改正について

林野庁共済組合定款(13林共第36号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

林野庁共済組合代表者

林野庁長官 青山 豊久

第16条中「第10号の3」を「第10号の5」に改める。

第20条第1項の表中「 $\frac{39.48}{1,000}$ 」を「 $\frac{51.49}{1,000}$ 」に、「 $\frac{7.94}{1,000}$ 」を「 $\frac{6.23}{1,000}$ 」に、「 $\frac{78.96}{1,000}$ 」を「 $\frac{102.98}{1,000}$ 」に、「 $\frac{15.88}{1,000}$ 」を「 $\frac{12.46}{1,000}$ 」に改め、同条第2項の表中、「 $\frac{39.48}{1,000}$ 」を「 $\frac{51.49}{1,000}$ 」に、「 $\frac{7.94}{1,000}$ 」を「 $\frac{6.23}{1,000}$ 」に改める。

附 則

- この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第20条第1項及び第2項の規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他のお知らせ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年4月30日

埼玉県川口市大字安行北谷五六四番地の二

(甲) 株式会社タイセイ 代表取締役 鎌田 金治

埼玉県川口市大字安行北谷五五八番地三

(乙) 有限会社みどり野住研 取締役 鎌田 稔

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月二十四日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年十一月六日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年八月九日

(乙) 掲載紙 官報</

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、この合併に伴い、甲はその商号を株式会社YMGグローバルナーズに変更します。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年七月二十九日
掲載頁 六二四頁 (号外第一七九号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年七月二十九日
掲載頁 六二四頁 (号外第一七九号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年七月二十九日
掲載頁 六二四頁 (号外第一七九号)

(丁) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年七月二十二日
掲載頁 一四一頁 (号外第一五八号)

令和七年四月三十日

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号

(甲) 株式会社ワイエムライフプランニング

代表取締役 吾郷 寛之
大賀 慎也

(乙) ワイエムコンサルティング株式会社

代表取締役 村岡 健二
多賀本悠介

(丙) 株式会社データ・キュービック

代表取締役 多賀本悠介
大賀 慎也

(丁) 株式会社Y.M.C.Yアリア

代表取締役 村岡 健二
多賀本悠介

令和七年四月三十日

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の材事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に対する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に対する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和6年十月二十三日
掲載頁 一二四頁 (号外第二四八号)

令和七年四月三十日
東京都新宿区西新宿八丁目二番五号
(甲) www.yco.co.jp

代表取締役 比嘉 正智
(乙) 株式会社エスコ

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 比嘉 正智
(乙) 株式会社エスコ

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丁) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(乙) www.yco.co.jp

代表取締役 安西 裕
(丙) www.yco.co.jp

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
千葉県我孫子市高野山四六八番地の一八
合同会社エムイー

代表社員 関 雄介
代表社員 鍾 雪明

代表社員 関 雄介
代表社員 鍾 雪明

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
名古屋市名東区香流三丁目九一一番地の三
求美國際合同会社

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
神奈川県横須賀市上町二丁目七番地
合資会社竹内清藏商店

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
神奈川県横浜市旭区中希望が丘二七七番地九
サウスオブマーケット合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
名古屋市名東区白壁二一三一八〇六

合同会社deux riche
代表社員 矢部 博明

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
東京都千代田区神田錦町二一二一

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
a ny株式会社

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
愛知県名古屋市東区白壁二一三一八〇六

合同会社サンサーープラス
代表社員 岩月 淑香

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
東京都千代田区神田錦町二一二一

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日
a ny株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億七千二百八十万円から九千二円、資本準備金の額を十七億七千二百八十万七千九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月三十日

東京都中央区明石町八番一号

サンバイオ株式会社
代表取締役 森 敬太

サンバイオ株式会社
代表取締役 森 敬太

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区紀尾井町一番三号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー一三階

株式会社Re-grift Partners
代表取締役 山木 智史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区紀尾井町一番三号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー一三階

株式会社Re-grift Partners
代表取締役 山木 智史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一號パレスビル五階

株式会社B C J - 9 5
代表取締役 杉本 勇次

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一號パレスビル五階

株式会社B C J - 9 6
代表取締役 杉本 勇次

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都港区港南二丁目一五番一號品川インター

Excelitas Technologies Singapore Pte. Ltd.
日本における代表者 近間 弘幸

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都港区港南二丁目一五番一號品川インター

株式会社B C J - 9 6
代表取締役 杉本 勇次

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都港区港南二丁目一五番一號品川インター

株式会社B C J - 9 6
代表取締役 杉本 勇次

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月三十日

秋田県男鹿市船川港海岸通り二号六番地二

株式会社沢木組
代表取締役 沢木 則明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月三十日

東京都新宿区新宿三丁目二番一號京王新宿三二一一ビル七F

株式会社アットワールド
代表取締役 上田 順

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月三十日

京都市上京区五辻通千本東入る西五辻東町七番地二

株式会社いっつじ
代表取締役 久世 章斗

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月三十日

京都市上京区五辻通千本東入る西五辻東町七番地二

株式会社いっつじ
代表取締役 久世 章斗

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年四月三十日

鹿児島県鹿児島市錦江町九番二五号

株式会社センティイ
代表取締役 久場 真

債権申出の公告(第一回)

当社は、令和七年一月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年四月三十日

富山県富山市鍋田一八番六号

富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

債権申出の公告(第三回)

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があつたものとみなされましたので

令和七年四月三十日

東京都港区港南二丁目一五番一號品川インター

株式会社丸俊商会
代表取締役 藤岡由樹子

訂正公告

令和七年四月二十一日(号外第八九号)六七頁掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告(株組中、「その他資本剰余金 809,999」とあるは「資本準備金 409,999」、「その他の資本剰余金 400,000」)の誤りにつき訂正します。

令和七年四月三十日

徳島市東船場町一丁目六番地
パルハウス株式会社
代表取締役 藤岡由樹子

限定期承認公告

本籍三重県松阪市魚町一六二九番地、最後の住所津市安濃町妙法寺七二七番地 安濃津愛の里
被相続人 死 桐脇 修身

右被相続人は令和七年一月二日死亡し、その相続人は令和七年四月十七日津家庭裁判所本庁にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月三十日

大阪府東大阪市西岩田四丁目三番二四号
ポブラーP art I 二〇一号室
相続財産清算人 桐脇 亨治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億一千万円減少することにいたしました。

令和七年四月三十日

大阪府東大阪市西岩田四丁目三番二四号
ポブラーP art I 二〇一号室
相続財産清算人 平松 浩一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億一千万円減少することにいたしました。

令和七年四月三十日

大分県大分市大字西ノ洲一番地
九州共同発電株式会社
規約型確定給付企業年金清算人 平松 浩一

規約型確定給付企業年金清算人 平松 浩一

当社は、令和七年四月二十四日の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

大分県大分市大字西ノ洲一番地
九州共同発電株式会社
規約型確定給付企業年金清算人 平松 浩一

規約型確定給付企業年金清算人 平松 浩一

当社は、令和七年四月二十四日(号外第八十三号)掲載の第十一期決算公告(株組)中、「うち当期純損失」とあるは、「うち当期純利益」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一號東京
共同会計事務所内
AM Alpha Three特定目的会社
取締役 高山 知也

訂正公告

当社は、令和七年一月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年四月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一七号
九洲共同発電株式会社
ケマーズ株式会社
代表取締役 丸山 剛

訂正公告

当社は、令和七年四月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年四月三十日

富山市富山市鍋田一八番六号
富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金
清算人 澤井 宇如

訂正公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があつたものとみなされましたので

当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第二回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第三回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第四回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第五回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第六回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第七回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第八回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第九回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十一回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十二回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十三回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十四回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十五回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

債権申出の催告(第十六回)

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市大川町二番一号
三菱化工業機企業年金基金 清算人 渡邊 晃

</div